



令和5年度第七中学校 学校生活のきまりと心得

1 はじめに

中学校は社会に出てから必要になる様々な力を身に付ける「学びの場」です。集団で学校生活を過ごしますので、一人一人が「きまりやマナー」を守り、集団としての秩序を維持していくことが大切です。秩序ある集団の中で、自分自身を高めることができます。また、その集団こそが、目的・目標に向かっていくことができます。一方で自分勝手な行動をとってはいは、集団の秩序は維持されなくなってしまいます。そのような状態では個人としても、集団としても高めることができません。

中学生として自律的な生活態度を養い、自分自身を高め、学校生活をよりよいものとするために、集団の中で自分の在り方を考えて行動してほしいと思います。皆さんが「社会で通用する大人」になるために、必要な一つとしてこの「きまり」を理解して行動してください。必要に応じて話し合いながらこの決まりを改訂していきたいと思います。

2 時刻について

- (1) 8時25分に自分の座席に座っていなければ遅刻となる。8時25分から朝読書を始める。
- (2) 授業の準備をし、各時限開始のチャイムが鳴る1分前に着席する。「着席チャイム」を行う。
- (3) 終学活は最終時限終了5分後に始められるように準備する。
- (4) 最終下校時刻は3月から10月までは18時30分、11月から2月までは18時00分とする。
部活動や委員会など用事のない生徒は速やかに下校する。
- (5) 職員会議・研修会のある日、部活動はその都度、決められた時間に再登校とする。

3 登校・下校について

- (1) 登校したら、許可なく校外に出ない。安全上必ず守ること。
- (2) 登下校の途中で寄り道や買い食いをしない。
- (3) 自転車通学は認めない。
- (4) 再登校のときは標準服または学校指定のジャージで登校する。私服や自転車での登校は禁止する。
- (5) 朝会の時は早めに登校する。8時20分前に移動を開始する。
- (6) 遅刻した際は、職員室に必ず寄り、学年の先生に報告をし、遅刻の理由などを伝え、教室に入る。

4 欠席・遅刻・早退・見学などの届出について

- (1) 前もって分かっている欠席・遅刻・早退・体育見学については、生徒手帳にその理由を保護者に記入してもらい、提出する。
- (2) 当日の欠席・遅刻・早退については8時10分までに保護者が必ず欠席アプリに入力する。また必要に応じ学校（042-661-1545）へ保護者に電話してもらい、その理由を伝える。
- (3) 住所・電話番号・緊急連絡先が変更となったときは必ず学校へ届け出る。
- (4) 具合が悪くなった等で急きょ早退した場合、自宅に到着したら、必ず学校に電話連絡を入れる。

5 持ち物について

- (1) 持ち物には必ず名前を書く。
- (2) 学習に必要なものは持ってこない。

例 スマートフォン 携帯電話 菓子類 ゲーム機 音楽プレーヤー 漫画 危険物など

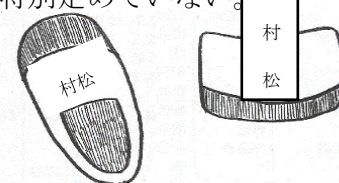
- (3) お金は必要なとき以外は持ってこない。持ってきた場合は8時15分までに職員室に預けに行く。
ICカードについても同様である。
- (4) 傘は外でよく水気をとってから、教室の傘立てに置く。置き傘はせず、毎日持ち帰る。

- (5) 公共交通機関を利用して通学する生徒は貴重品を8時15分までに職員室に預けに行く。
- (6) やむを得ない事情により、携帯電話・スマートフォンを持ち込む際には「携帯電話・スマートフォン持ち込み許可申請について」を生活指導主任より受け取り、「許可申請書」を提出する。審査が認められれば、持ち込みを許可する。持ち込む日は必ず8時15分までに職員室に預けに行く。

6 服装と身だしなみの規定

「今年度から学校指定セーターでの登下校を可とする」

- (1) 常に標準服で生活する。
- (2) 上着のボタンは全てとめる。
- (3) ワイシャツは白色でズボン・スカート・スラックスの中に入れる。ワイシャツの第1ボタンは外してもよい。夏場の場合、ポロシャツの着用も可とし、色は白か紺、ワンポイントとする。
- (4) ズボンは下げて履かない。また、裾をまくり上げて履かない。
- (5) スカートはひざが隠れるようにする。(防犯上の観点から規定する。)
- (6) ワイシャツの下に着るシャツが襟や袖口から出ないようにする。色や柄が「見えない」「透けない」ようにする。ハイネックは不可とする。
- (7) ベルトは黒・紺・茶色で無地とする。
- (8) タイツは着用してもよいが、色は黒で透けないようにする。
- (9) 靴下は無地で白・黒・紺・グレーの運動に適したものとする。ワンポイントやラインは派手な色でないようにし、目立たないようにする。ひざより長い靴下は履かない。
- (10) 標準服の下に学校指定セーターを着用してもよい。袖や裾からセーターが出ないようにする。
- (11) 儀式(入学式・卒業式・周年行事)のときには原則、男子の上着のフック、女子のワイシャツの第1ボタンはとめる。学校指定セーターを着用してもよいが、袖からセーターが出ないようにする。
- (12) 冬の防寒着は標準服にふさわしいアウターまたは部活動着を着用する。ジャンパー・パーカー・ウインドブレーカーは不可とする。マフラー・手袋についての指定は特別定めていない。
- (13) 通学靴は体育の授業で運動に適した運動靴を使用する。
- (14) 上履きには右図のように苗字を記入する。体育館履きは、かかとと所定の場所に記名をする。記名は外側、内側含めて装飾や落書きをしない。かかとをつぶして履かない。
- (15) カバンは特に指定しない。(紙袋不可) いたずら書きをしたり、アクセサリ等を使用したりしない。
- (16) ピアス・アクセサリ・指輪などの装飾類を身に付けてはいけない。
- (17) 冬季のジャージ登校の際は、ジャージの下に防寒着を着てもよい。また登下校時には部活動着やアウターを着てもよい。
- (18) 平常時、風邪やアレルギー等でマスクを着用してもよいが、色は白、薄い青、薄いピンクとする。新型コロナウイルス感染症が終息するまでは、マスクの色は指定しないが華美でないものを使用する。



7 髪型について

- (1) 整髪料は使用しない。
- (2) 脱色・染髪・パーマは不可である。
- (3) 中学生として相応しい良識ある髪型とする。(面接などのときに対応できることを意識する。)
- (4) 髪で長いもの(肩に触れる程度)は結ぶ。結ぶ際のピンやゴムの色は黒・紺・茶とする。パッチンどめは使用してもよい。リボン・シュシュ・その他髪飾りは使用できない。

※自分自身の髪型や身だしなみが、中学生として相応しいことが常に大切である。

8 昼食・飲み物について ※8月まで。9月以降はセンター給食となり、新しい決まりを周知する。

- (1) 弁当を持参するか、スクールランチを注文するか、登校途中で買ってくる。
→昼食で支払った現金の残り等は担任の先生に必ず預ける。自分で管理しないこと。
- (2) 昼食のごみは持ち帰る。
- (3) 弁当ではしを忘れた場合は職員室の学年の先生に申し出る。次の日に必ず返却すること。
- (4) アレルギー対応の観点からスクールランチや牛乳の残りを食べたり飲んだりしてはいけない。
- (5) 弁当や買ってきた昼食を他人に渡してはいけない。
- (6) 昼食を忘れた場合は保護者に電話をし、持ってきてもらうことができる。持ってこられない場合は職員室で栄養補助食品を受け取り、食べてもよい。栄養補助食品は他の人にあげない。余りやごみは持ち帰る。栄養補助食品は、新しく購入した同じ味のものを、次の日に必ず返却する。
- (7) 水筒を持参してよい。中身はお茶類（糖分が入っていない）、スポーツドリンク、水とする。
- (8) ペットボトル、紙パック、ビン、カンの持ち込みは不可とする。

9 昼休みについて

- (1) 必ず昼休み終了までに教科係は後ろの黒板に次の日の連絡を記入する。
- (2) グラウンドを開放する。クラスボールを借りて遊んでもよいが、ルールを守り、場所等を譲り合って使用すること。また使用後は責任をもって使用者が教室に戻すこと。
- (3) 駐車場や校舎周辺、噴水周辺で遊ばないこと。
- (4) 体育委員会で体育館の開放を行っている。ルールを守って使うことができる。

10 校内生活について

- (1) あいさつ 「社会生活でも大切なコミュニケーションの一つとして意識する」
 - ① 授業の開始・終了時等に号令がかかったら、大きな声であいさつをする。
 - ② 廊下などで来校した方・先生方・職員の方に出会ったら、気持ちよくあいさつをする。
- (2) 掃除
 - ① 教室
 - ・ 椅子を机にあげ、机を前に持ち上げて運び、掃き掃除を行う。
 - ・ 机を後ろへ寄せ、掃き掃除を行う。
 - ・ 必要があれば、ゴミ箱付近のほこりや黒板下のチョーク粉を雑巾で水拭きする。
 - ・ 机・椅子を戻し、そろえる。 ※教室の机、椅子は必ず持ち上げて運ぶように意識する。
 - ② 廊下
 - ・ 掃き掃除を行う。
 - ・ 水拭きを行う。特に靴の跡等をきれいにする。
 - ③ 黒板
 - ・ 黒板消しできれいにする。目安はチョークの粉がなくなるくらい。
 - ・ チョーク受けを水拭きし、チョーク入れにある破損チョークを捨てる。
 - ④ 特別教室等は担当の指示で行う。
- (3) 校舎の使用について
 - ① 暴れたり、走り回ったりしない。
 - ② 公共物を大切に使う。誤って器物や用具、ガラス等を破損した場合には速やかに申し出る。

- ③ 授業と関係のない教室、無人の教室、用のない教室には入らないようにする。
- ④ 他の学年のフロアに行かないこと。用がある場合は教員に許可を得てからとする。
- ⑤ 部活動の際は、活動場所に全ての荷物を持参し、終了後、教室に戻らないようにする。
- ⑥ 主な階段の使用について

1 年生	2 年生	3 年生
2 号館東階段	2 号館中央階段	1 号館中央階段 ※ 1 号館東階段は使用しない。

- ⑦ トイレの使用について

1 年生	2 年生	3 年生
2 号館 2 階と 3 階	2 号館 1 階と 2 階	1 号館 2 階と 3 階

- ・ 1 号館 1 階は教職員・来賓用となっているが授業等で生徒も使用できる。
 - ・ 1 号館 4 階、2 号館 4 階はその階の教室で行われる授業以外では使用しない。
- ⑧ 職員室に用事があるときは、かばんを置いて入室する。入室するときには「失礼します。〇年〇組〇〇です。〇〇先生いらっしゃいますか。」や「失礼します。〇年〇組〇〇です。〇〇先生お願いします。」と言ひ、退室するときには「失礼しました。」と言う。

- ⑨ 職員室で先生方に声をかけるときは右の図のよう、相手の行動を考えて行う。

- ⑩ 保健室の利用について

- ・ 保健室は全校生徒が安心をして必要なときに利用できる場所である。わきまえて行動する。
 - ・ 緊急時以外は休み時間に利用する。
 - ・ 必ずクラスの保健委員に伝えてから来室する。また、頭痛、腹痛など体調不良の場合は、できる限り次の授業担当の先生に伝えて来室する。
 - ・ 授業中、体調が悪くなった場合は授業担当の先生に申し出る。
 - ・ 学校生活の中で、けがをした場合は必ず保健室で手当を受ける。
 - ・ 何か心配なことがあるとき（身体のことや心配なことなど）にも利用できる。
- ⑪ 朝会や学年集会、儀式や行事など、様々なときには、廊下へ整列してから入場する。
- ⑫ 靴の区別
- ・ 昇降口にある「すのこ」の外で土足を脱ぐ。
 - ・ 校舎内は上履きで行動する。
 - ・ 1 階渡り廊下の緑の通路は上履きのみの区域とする。上履きで外に出ないようにする。
 - ・ 体育館は入口より体育館履きに履き替える。
 - ・ 体育館周りコンクリート部は上履き・体育館履き共用区域とする。
 - ・ 金工室からプールまでの青い通路については上履きのみの区域とする。
- ⑬ 学習道具を学校のロッカーに置いてよい。家庭学習で必要なものを自分で考え、持ち帰る。
- ⑭ 教室のロッカーは整理整頓して使う。ロッカーの上や空いているロッカーに荷物を置かない。

